

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成24年2月2日(2012.2.2)

【公開番号】特開2009-173883(P2009-173883A)

【公開日】平成21年8月6日(2009.8.6)

【年通号数】公開・登録公報2009-031

【出願番号】特願2008-320601(P2008-320601)

【国際特許分類】

C 0 9 C	3/06	(2006.01)
C 0 9 C	1/40	(2006.01)
C 0 9 C	1/30	(2006.01)
C 0 9 C	1/28	(2006.01)
C 0 9 C	1/02	(2006.01)
A 6 1 K	8/25	(2006.01)
A 6 1 K	8/28	(2006.01)
A 6 1 K	8/29	(2006.01)
A 6 1 K	8/26	(2006.01)
A 6 1 K	8/19	(2006.01)
A 6 1 Q	1/02	(2006.01)

【F I】

C 0 9 C	3/06
C 0 9 C	1/40
C 0 9 C	1/30
C 0 9 C	1/28
C 0 9 C	1/02
A 6 1 K	8/25
A 6 1 K	8/28
A 6 1 K	8/29
A 6 1 K	8/26
A 6 1 K	8/19
A 6 1 Q	1/02

【手続補正書】

【提出日】平成23年12月14日(2011.12.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

小板状基材が硫酸バリウムと少なくとも2種の金属酸化物および/または金属水酸化物とで被覆されていることを特徴とするフィラー顔料。

【請求項2】

前記基材が天然または合成の雲母、ドープされたまたはドープされていないAl<sub>2</sub>O<sub>3</sub>薄片、ドープされたまたはドープされていないSiO<sub>2</sub>薄片、タルク、カオリン、ドープされたまたはドープされていないガラス薄片あるいはそれらの混合物であることを特徴とする請求項1に記載のフィラー顔料。

【請求項3】

前記金属酸化物および/または金属水酸化物が  $TiO_2$ 、 $SnO_2$ 、 $ZnO$ 、 $Fe_2O_3$ 、 $Fe_3O_4$ 、 $SiO_2$ 、 $Al_2O_3$  および  $ZrO_2$  から選択されることを特徴とする請求項 1 または 2 に記載のフィラー顔料。

【請求項 4】

前記基材が 2 ~ 2000 のアスペクト比を有することを特徴とする請求項 1 ~ 3 の いずれか一項に記載のフィラー顔料。

【請求項 5】

硫酸バリウムの量が基材ベースで 5 ~ 200 重量 % であることを特徴とする請求項 1 ~ 4 の いずれか一項に記載のフィラー顔料。

【請求項 6】

前記基材が下記の層構造を有することを特徴とする請求項 1 ~ 5 の いずれか一項に記載のフィラー顔料 :

基材

第 1 層 :  $BaSO_4$

第 2 層 : 金属酸化物 1

第 3 層 : 金属酸化物 2

または

基材

第 1 層 : 金属酸化物 1

第 2 层 :  $BaSO_4$

第 3 层 : 金属酸化物 2

または

基材

第 1 層 : 金属酸化物 1

第 2 层 : 金属酸化物 2

第 3 层 :  $BaSO_4$

または

基材

第 1 層 :  $BaSO_4$  + 金属酸化物 1 の混合物

第 2 层 : 金属酸化物 2

または

基材

第 1 层 : 金属酸化物 1

第 2 层 :  $BaSO_4$  + 金属酸化物 2 の混合物

または

基材

層 :  $BaSO_4$  + 金属酸化物 1 + 金属酸化物 2 の混合物。

【請求項 7】

前記フィラー顔料の表面が  $SiO_2$  の層で被覆されていることを特徴とする請求項 1 ~ 6 の いずれか一項に記載のフィラー顔料。

【請求項 8】

前記フィラー顔料が小板状基材の表面に下記のコーティングを有することを特徴とする請求項 1 ~ 7 の いずれか一項に記載のフィラー顔料 :

基材 +  $SnO_2$  +  $TiO_2$  +  $BaSO_4$

基材 +  $SnO_2$  の混合物 +  $TiO_2$  +  $BaSO_4$

基材 +  $SnO_2$  の混合物 +  $TiO_2$  +  $BaSO_4$  + 最上部に  $SiO_2$  の層

基材 +  $SiO_2$  +  $TiO_2$  +  $BaSO_4$

基材 +  $SiO_2$  +  $SnO_2$  +  $BaSO_4$

基材 +  $SnO_2$  +  $TiO_2$  +  $BaSO_4$  + カーミンレッド

基材 +  $SnO_2$  +  $TiO_2$  +  $BaSO_4$  + プルシアンブルー

基材 +  $\text{SnO}_2 + \text{BaSO}_4 / \text{TiO}_2$   
基材 +  $\text{SnO}_2 + \text{TiO}_2 + \text{BaSO}_4 + \text{SiO}_2$   
基材 +  $\text{BaSO}_4 + \text{SnO}_2 + \text{TiO}_2 + \text{SiO}_2$   
基材 +  $\text{Al}_2\text{O}_3 + \text{BaSO}_4 + \text{SnO}_2 + \text{SiO}_2$   
基材 +  $\text{ZnO} + \text{Al}_2\text{O}_3 + \text{BaSO}_4 + \text{SiO}_2$   
基材 +  $\text{Al}_2\text{O}_3 + \text{BaSO}_4 + \text{SnO}_2$   
または  
基材 +  $\text{ZnO} + \text{Al}_2\text{O}_3 + \text{BaSO}_4$ 。

【請求項 9】

前記基材が水溶液中に懸濁し、バリウム塩および少なくとも 2 種の金属塩溶液を、加水分解に適していて、硫酸バリウムおよび金属酸化物および / または金属水酸化物が基材上に直接沈殿するように選択された pH で加えることを特徴とする請求項 1 ~ 8 の いずれか一項に記載のフィラー顔料。

【請求項 10】

塗料、ラッカー、インク、印刷用インク、プラスチックおよび化粧調合品における請求項 1 ~ 8 の いずれか一項に記載のフィラー顔料の使用。

【請求項 11】

請求項 1 ~ 8 の いずれか一項に記載のフィラー顔料を 95 重量 % 以下含む化粧調合品。

【請求項 12】

フィラー顔料に加えて、吸收剤、収斂剤、抗菌物質、抗酸化物質、制汗剤、消泡剤、ふけ予防の活性成分、静電防止剤、結合剤、生物学的作用物質、漂白剤、キレート剤、消臭剤、皮膚軟化剤、乳化剤、乳化安定剤、染料、保湿剤、塗膜形成要素、フィラー、香気物質、風味物質、虫よけ、保存料、防食剤、整髪油、溶媒、酸化剤、野菜成分、緩衝物質、還元剤、界面活性剤、高圧ガス、乳白剤、UV フィルターおよび UV 吸収剤、変性剤、粘性調節剤、香料およびビタミンの群から選択された少なくとも 1 種の成分を含むことを特徴とする請求項 11 に記載の化粧調合品。